

日本臨床宗教師会ニュースレター

第11号

資格更新申請と猶予申請

2018年3月に始まった「認定臨床宗教師」の資格制度は、2023年3月で丸5年を迎えます。つまり、最初の資格認定者にとっては更新のタイミングです。

ところが、2020年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により、多くの会員が活動を制限されたり、休止せざるを得ない状況になっています。

そこで、COVID-19の流行を理由として、資格更新の猶予が認められることになりました（ニュースレター第9号、第10号でもお知らせしました）。

このタイミングで資格更新をするか猶予するかは、個々人の判断に任されていますが、所属する各地の臨床宗教師会とは情報共有をしてください。

更新する場合には、2022年12月1日～31日までに必要な書類をまとめて事務局に郵送してください。

猶予する場合には、2022年10月31日までに「SICJ資格29 資格更新猶予願い」を事務局に郵送してください。なお、COVID-19の流行を理由とする場合には、「SICJ資格29-2 資格更新猶予願い（コロナ）」書式が使用でき、理由を証明する書類は必要ありません。

更新する場合でも、猶予する場合でも、身分証明書（住民票と顔写真付きの身分証明書の写し ※日本臨床宗教師会によるIDカードではなく、運転免許証やマイナンバーカードなど公的な証明書）が未提出の方は提出してください。また、身元保証人、住所、氏名、所属する各地の臨床宗教師会、所属教団等に

資格更新申請と猶予申請	p. 1
令和4年度総会	p. 1
役員・委員会について	p. 2
令和3年度事業報告・決算報告	p. 2
令和4年度事業計画・予算	p. 2
会員数の報告	p. 3
委員会規則の改定	p. 4
資格制度細則の改定	p. 4
資格更新条件の解説の改定	p. 7
教育プログラム認定委員会報告	p. 9
研究委員会報告	p. 9
資格認定委員会報告	p. 9
継続教育委員会報告	p. 9
倫理委員会報告	p. 9
全国連携委員会報告	p.10
令和3年度第1回理事会議事録	p.10
令和3年度第2回臨時理事会議事録	p.12
令和3年度第3回理事会議事録	p.13

変更がある場合には、更新時期を待たずにできるだけ速やかに「SICJ資格09 申請内容変更」の届け出をしてください。

令和4年度総会

新型コロナウイルスの流行により、昨年度と同様に、3月6日(月)から3月25日(金)にかけてオンラインフォームもしくはFAX、郵送で議決権行使をしていただき、3月30日(水)に東北大学大学院文学研究科内で対面とオンラインで総会を開催しました。その内容をまとめて、以下10ページまでお知らせします。

役員・委員会について

任期途中ですが、中部臨床宗教師会の会長交代に伴い、武藤理事が退任し、坂野大徹会員が理事になりました。また、上智大学の葛西賢太会員も理事に就任しました。

令和3年度事業報告・決算報告

- ・第5回フォローアップ研修 令和3年3月8日 東北大学（オンライン）
- ・第6回総会 令和3年3月31日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）
- ・第7回資格認定（修了者7名／先駆者1名／返上3名：総計208名）
- ・第8回資格認定（修了者11名：総計214名）

- ・第7回教育プログラム認定（指導者登録1名：総計9大学・機関／指導者23名登録）
- ・第8回教育プログラム認定（増減なし）
- ・第1回理事会 令和3年3月7日 オンライン
- ・第2回臨時理事会 令和3年4月2日～4月15日 メール審議
- ・第3回理事会 令和3年9月12日 オンライン
- ・第8回資格申請受付 令和3年7月
- ・第9回資格申請受付 令和3年12月

令和4年度事業計画・予算

- ・第6回フォローアップ研修 令和4年3月7日 上智大学（オンライン）
- ・第7回総会 令和4年3月30日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）

収支決算書

（令和3年1月1日～令和4年12月31日）

（単位＝円）

科目	予算額	決算額	差異	
I 収入の部				
1. 会費収入	¥ 1,600,000	¥1,834,000	¥ 234,000	
2. 資格認定料	¥ 300,000	¥ 360,000	¥ 60,000	
3. 研修参加料	¥ 75,000	¥ 79,500	¥ 4,500	
4. 寄附金収入	¥ -	¥ 210,000	¥ 210,000	
5. 助成金収入	¥ -	¥ -	¥ -	
6. 懇親会収入	¥ -	¥ -	¥ -	
7. 雑収入（前期・当期法人税還付金）	¥ 50,000	¥ 100,000	¥ 50,000	※1
8. 受取利息	¥ 40	¥ 44	¥ 4	
9. 過年度損益修正益	¥ -	¥ 20,000	¥ 20,000	※2
収入合計(A)	¥ 2,025,040	¥2,603,544	¥ 578,504	
II 支出の部				
1. 会議費	¥ 300,000	¥ 92,510	¥ -207,490	
2. 通信費	¥ 100,000	¥ 121,242	¥ 21,242	
3. 懇親会費	¥ -	¥ -	¥ -	
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ -10,000	
5. 印刷製本費	¥ 300,000	¥ 190,834	¥ -109,166	
6. 支払報酬	¥ 500,000	¥ 786,588	¥ 286,588	※3
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 70,775	¥ -29,225	
8. 雑費	¥ 50,000	¥ 16,843	¥ -33,157	
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	
支出合計(B)	¥ 1,410,000	¥1,328,792	¥ -81,208	
当期収支差額(C=A-B)	¥ 615,040	¥1,274,752	¥ 659,712	
前期繰越収支差額(D)	¥ 5,656,785	¥6,631,934	¥ 975,149	
次期繰越収支差額(C+D)	¥ 6,271,825	¥7,906,686	¥ 1,634,861	

※1 過年度の還付を含む

※2 未記帳分資格認定料2020/12/28

※3 事務員報酬が加わった

一般社団法人日本臨床宗教師会令和3年度収支予算書
(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

(単位＝円)

科目	R3予算額	R3決算額	R4予算額	R3予算との差異	備考
I 収入の部					
1. 会費収入	¥ 1,600,000	¥ 1,834,000	¥ 1,800,000	¥ 200,000	正会員297名、団体12団体他 (R4年度初)
2. 資格認定料	¥ 300,000	¥ 360,000	¥ 300,000	¥ -	15名見込
3. 研修参加料	¥ 75,000	¥ 79,500	¥ 75,000	¥ -	50名見込
4. 寄附金収入	¥ -	¥ 210,000	¥ -	¥ -	
5. 助成金収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
6. 懇親会収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
7. 雑収入	¥ 50,000	¥ 100,000	¥ 50,000	¥ -	法人税還付金
8. 受取利息	¥ 40	¥ 44	¥ 40	¥ -	
9. 過年度損益修正益	¥ -	¥ 20,000	¥ -	¥ -	
収入合計 (A)	¥ 2,025,040	¥ 2,603,544	¥ 2,225,040	¥ 200,000	
II 支出の部					
1. 会議費	¥ 300,000	¥ 92,510	¥ 300,000	¥ -	
2. 通信費	¥ 100,000	¥ 121,242	¥ 100,000	¥ -	
3. 懇親会費	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ 10,000	¥ -	慶弔費
5. 印刷製本費	¥ 300,000	¥ 190,834	¥ 200,000	¥ -100,000	認定証・NL・リーフレット
6. 支払報酬	¥ 500,000	¥ 786,588	¥ 800,000	¥ 300,000	
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 70,775	¥ 100,000	¥ -	
8. 雑費	¥ 50,000	¥ 16,843	¥ 20,000	¥ -30,000	振り込み手数料、サーバ使用料、IDカード製作費等
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	仙台市
支出合計 (B)	¥ 1,410,000	¥ 1,328,792	¥ 1,580,000	¥ 170,000	
当期収支差額 (C=A-B)	¥ 615,040	¥ 1,274,752	¥ 645,040	¥ 30,000	
前期繰越収支差額 (D)	¥ 6,631,934	¥ 6,631,934	¥ 7,906,686	¥ 1,274,752	
次期繰越収支差額 (C+D)	¥ 7,246,974	¥ 7,906,686	¥ 8,551,726	¥ 1,304,752	

・第9回資格認定 (修了者8名/返上4名/停止者5名: 総計218名)

・第10回資格認定

・第9回教育プログラム認定 (増減なし)

・第10回教育プログラム認定

・第1回理事会 令和4年3月6日 オンライン

・第2回理事会 令和4年9月中旬

・第10回資格申請受付 令和4年7月

・第11回資格申請受付 令和4年12月

会員数の報告

入会者数: 正会員13名、准会員1名、賛助会員 (団体) 1団体。退会者数: 正会員7名、賛助会員 (個人) 1名。合計して2022年3月6日現在の会員数は、正会員300名、准会員3名、賛助会員 (個人) 5名、賛助会員 (団体) 14団体となった。

<入会者>

禿智如、山名田紹山、高野天

照、伊藤仁美、猪啓弘、岸本光子、榊原光一、庭野光代、今田聖子（智聖）、羽部玲子、梯妙花、赤松弘誠、岸弘之（以上、正会員）、杉田里美（以上、准会員）、日蓮宗現代宗教研究所（以上、賛助会員（団体））

<退会者> 峯島秀暢、深川宣暢、Waldemar Kippes、椎名やよひ、斎藤正美、小島智真、岩田宜久（以上、正会員）、中野東禪（以上、賛助会員（個人））

委員会規則の改定

新たに編集委員会を設置する。

資格制度細則の改定

- ・第5条（資格の審査）に、面接実施の項目を追加。
- ・第8条（資格申請条件②）：これまでの「先駆者」枠制度から、「特別枠制度」に変更し、申請条件を次のように厳格化する：臨床経験を300時間から2000時間に。年齢を30歳から35歳に。「資格申請理由書」の追加。臨床経験を証明する書類に具体的な活動内容などを追加。継続研修受講を各1単位から2単位に増加。
- ・第11条（資格の更新）年間活動報告書未提出は、資格剥奪・停止にする。
- ・第15条（変更届の提出）地域の臨床宗教師会を退会して半年以上経過したときに、資格剥奪・停止にする。
- ・附則：第7条第1項（3）の施行を1年延期する。
- ・以下の赤字箇所が改定された。

一般社団法人日本臨床宗教師会 資格制度細則

（主旨）

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第3条及び第15条及び、一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則に基づき、臨床宗教師の資格制度について必要な諸事項を定める。

（目的）

第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度について、その具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

（資格認定委員会）

第3条 本法人は、本法定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、資格認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

（資格の名称）

第4条 本法人が認定する資格の名称は、「認定臨床宗教師」とする。

（資格の審査）

第5条 「認定臨床宗教師」の資格申請内容は、委員会において審査され、本法人の理事会において承認されなければならない。

2. 特に必要がある場合には資格申請者の面接を行うことができる。

3. 前項の面接は、資格認定委員長が指名した審査委員2名以上で実施する。

（認定教育プログラム）

第6条 本細則における「認定教育プログラム」とは、教育プログラム細則に基づいて本法人に認定された教育プログラムを指す。

（資格申請条件①）

第7条 認定教育プログラムの修了者が資格申請をする場合は、次の（1）～（3）のすべての条件を満たさなくてはならない。

（1）本法人の正会員として理事会に承認された者。なお、正会員としての入会申込と資格申請を同時に行うことができる。

（2）認定教育プログラムの修了者であることを証明できる者。

（3）宗教者（信徒の相談に応じる立場にある者）としての実務経験を、認定教育プログラムを受講開始時点で3年以上有する者。

2. 前項の条件を満たした資格申請者は、以下のすべての書類を提出しなければならない。

（1）宗教者（聖職者）証明書：各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

（2）履歴書：学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

（3）身元保証書：ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等の責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱

領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 宗教者としての実務経験を証明する書類： 宗教者としての実務経験を明記した宗教法人等の責任者による推薦書、及び活動内容の記述。

(5) 認定教育プログラムの修了証の写し

(6) 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加1単位、会話記録検討1単位

(7) 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(8) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

(9) 身分証明書： 住民票（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明書の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明書）。

（資格申請条件②）

第8条 本細則第7条に定める者以外が資格申請をする場合は、次の(1)～(4)のすべての条件を満たさなくてはならない。

(1) 本法人の正会員として理事会に承認された者。なお、正会員としての入会申込と資格申請を同時に行うことができる。

(2) 臨床宗教師に類する**2000時間以上**の臨床経験をもつ者。

(3) 申請時点で**満35歳以上**の者。

(4) 宗教者（信徒の相談に応じる立場にある者）としての実務経験を、申請時点で10年以上有する者。

2. 前項の条件を満たした資格申請者は、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書： 学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書： ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等の責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱

領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 資格申請理由書： 資格を申請し、認定臨床宗教師としての活動を行おうとする理由を記述。

(5) 宗教者としての実務経験を証明する書類： 宗教者としての実務経験を明記した宗教法人等の責任者による推薦書、及び活動内容の記述。

(6) 臨床経験を証明する書類： 前項(2)の臨床実績を明記した推薦書、及び活動内容の記述。

(7) 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加2単位、会話記録検討2単位、活動内容検討2単位、倫理講習2単位。

(8) 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(9) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

(10) 本法人役員2名による推薦書。

(11) 身分証明書： 住民票（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明書の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明書）。

（資格認定の費用）

第9条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格の認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として2万円を納入する。

（有資格者の氏名）

第10条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、原則として戸籍名により認定される。やむを得ない事情により通称名等の使用を希望する場合は、別に定める手続きを経て、通称名等の使用もしくは併記を認めることがある。

（資格の更新）

第11条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は資格更新条件の解説に記す。

(1) 本法人が認定ないし指定する倫理講習の受講証明書： 2単位

(2) 本法人が認定ないし指定する継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加3単位、会話記録検討3単位、活動内容検討3単位。

(3) 本法人が認定ないし指定するスピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書： 3単位。写しでも可。

(4) 年間活動報告書： 毎年作成し、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出。

(5) 身分証明証： 令和元年8月以前に資格認定を受けた者については、本細則第7条第2項の(9)または、本細則第8条第2項の(11)に定められた書類。

2. 前項の(4)について、別に定める期限までに提出されない場合、別に定める相当期間を定めて催促してもなお提出されないときには、相当期間の翌日をもって直ちに資格停止となる。続けて翌年も期限までに提出されない場合は直ちに資格剥奪となる。

(資格更新の期限)

第12条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格認定証に記された有効期限内にすべての審査を終えられるように手続きを行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、別に定める手続きを経て資格更新期限を3年を限度として延長できる。

(1) 国外在住・介護・産休・育休などの理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

(2) 病気その他やむを得ない理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

(資格更新の費用)

第13条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

(資格認定証の授与)

第14条 資格認定ないし資格更新の条件を満たした正会員について、資格認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

2. 有資格者が希望する場合にはIDカードを発行する。

3. 有資格者が再発行を希望する場合、資格認定証には2千円、IDカードには3千円の再発行手数料を納入する。

(変更届の提出)

第15条 本細則の第7条及び第8条で定められた申請書類について、申請内容に変更が生じた場合には、原則として半年以内に変更届を提出しなければならない。特に本細則第7条第2項の(1)(3)(8)(9)及び本細則第8条第2項の(1)(3)(9)(11)については、本細則第14条と同様に理事会の承認を要する。承認が得られない場合は、資格の剥奪・停止になることがある。

2. 所属する各地の臨床宗教師会を退会し、半年以内に新たに各地の臨床宗教師会代表者の推薦人確認書を提出しないときには、資格の剥奪・停止になることがある。

(資格の剥奪・再教育など)

第16条 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)及び解説」に違反、もしくはその疑義が生じたときには、別に定める倫理委員会細則に従って、倫理委員会による調査が行われ、理事会の承認を経て、再教育、資格の剥奪・停止、もしくは退会処分等の処遇が決められる。

(細則の改定)

第17条 本細則の改定は、本法人理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本細則は、平成30年3月5日より施行する。
2. ただし、第7条(5)は平成30年3月7日より施行する。
3. 本細則は、平成30年12月12日より改正・施行する。
4. 本細則は、平成31年3月4日より改正・施行する。
5. 本細則は、令和元年6月12日より改正・施行する。
6. 本細則は、令和元年9月8日より改正・施行する。
7. 本細則は、令和2年3月31日より改正・施行する。
8. 本細則は、令和3年3月8日より改正・施行する。
9. ただし、第7条第1項(3)は令和5年3月31日より施行する。
10. 本細則は、令和3年9月12日より改正・施行する。

11. 本細則は、令和4年3月6日より改正・施行する。

12. ただし、第7条第1項(3)は令和6年3月31日より施行する。

資格更新条件の解説の改定

- ・第2章第1節 会話記録検討会の重複発表の禁止。
- ・第2章第2節 活動内容検討会の重複発表の禁止。
- ・第2章第4節 倫理講習の講師選定を「倫理委員会が推薦する者」と明確化。
- ・第2章第6節 年間活動報告書の提出義務（資格制度細則との連動）。
- ・以下の赤字箇所が改定された。

資格更新条件の解説

第2章 資格更新のための単位数

第1節 会話記録検討（3単位）

1. 継続研修において、あらかじめ作成した会話記録を提出し、その対応法や自己課題などを検討する（下記〔注意事項〕にあるように、スピリチュアルケアが中心となる事例、自己の内面的な課題に焦点を当てる内容が望ましい）。
2. 日本臨床宗教師会に登録された研修指導者（以下、「指導者」と略す）から指導を受ける。
3. 1回あたり30分以上のグループワークもしくは個人面談を1単位とする。ただしグループワークの場合は40分以上が望ましい。
4. 会話記録を提出せずにグループに参加するだけの場合は、0.5単位を認める（同一日程においては0.5単位を超える単位数は認めない）。ただし、この場合は計1単位までとする。
5. **すでに発表済みの会話記録を別の機会に再度発表することは、原則として認めない。個人面談で再度検討する機会を持つことは妨げないが、単位は認定しない。**
6. 発表・検討内容が、下記〔注意事項〕にある会話記録検討と活動内容検討の区別に従っていると、指導者が認めた者には、「会話記録検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる（なお、発表・検討内容が、活動内容検討に相当すると判断された場合には、「活動内容検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる）。

7. 指導者の場合は、会話記録検討での指導2名分をもって、1単位を認める。

8. 更新期間内に3単位取得する。

第2節 活動内容検討（3単位）

1. 継続研修において、あらかじめ作成した活動内容を提出し、その対応法や自己課題などを検討する（下記〔注意事項〕にあるように、宗教的ケアが中心となる事例、倫理的課題が中心となる内容、臨床宗教師としての活動、臨床宗教師以外の立場だが臨床宗教師に関わりのある活動、他職種との交流方法の検討が望ましい。年間活動報告書のような様々な活動を網羅的に発表する場ではない）。
2. 日本臨床宗教師会に登録された指導者、もしくは事前に主催団体より了解を得た専門家による参加が必要である。
3. 1回あたり15分以上の発表と5分以上の質疑応答、合計25分以上の発表会、グループワークもしくは個人面談を1単位とする。発表者・指導者の他に複数名の参加が望ましい。
4. 連名で発表した場合は、人数によって単位を分割する（例：4人の連名で発表した場合は、0.25単位）。
5. 活動内容を提出せずに発表会やグループに参加するだけの場合は、0.25単位を認める（同一日程においては0.25単位を超える単位数は認めない）。ただし、この場合は計1単位までとする。
6. **すでに発表済みの活動内容を別の機会に再度発表することは、原則として認めない。個人面談で再度検討する機会を持つことは妨げないが、単位は認定しない。**
7. 発表・検討内容が、下記〔注意事項〕にある会話記録検討と活動内容検討の区別に従っていると、指導者が認めた者には、「活動内容検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる（なお、発表・検討内容が、会話記録検討に相当すると判断された場合には、「会話記録検討受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる）。
8. 指導者の場合は、活動内容検討での指導2名分をもって、1単位を認める。また、第5節に定めるスピリチュアルケアに関する研究会2単位を、活動内容検討1単位に読み替えることができる。
9. 更新期間内に3単位取得する。

第3節 フォローアップ研修参加（3単位）

1. 先に定めた成立要件を満たしたFU研修に、原則として全日程（全時間）参加する。
2. 主催者によって指定された時間に参加した者には、「FU研修受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む参加証明書を受け取ることができる。
3. FU研修中に受講した会話記録検討、活動内容検討、倫理講習、スピリチュアルケア研究会の単位は、FU研修参加の単位とは別に認定する。
（例：FU研修のうち倫理講習のみに参加した場合は、「FU研修参加」の単位は認められないが、「倫理講習」の単位は認められる）。
4. 更新期間内に3単位取得する。

第4節 倫理講習（2単位）

1. 継続研修において、「臨床宗教師倫理綱領」もしくは、「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」に関する講義等を受講する。
2. **講師は倫理委員会が推薦する者とする。**
3. 1回あたり1時間以上の講義を1単位とする。
4. 主催者によって指定された講義すべてを受講した者には、「倫理講習受講証1単位分」、もしくはこれを認めた内容を含む受講証明書を受け取ることができる。
5. 更新期間内に2単位取得する。

第5節 スピリチュアルケアに関する研究会参加（3単位）

1. 継続研修もしくは、学会、研究会において、スピリチュアルケアに関する講義等を受講、もしくは研究発表会に参加、もしくは研究発表・講演・講義をする。
2. 自分が講演・講義をした場合は、1回あたり30分以上で2単位とする（なお、1回60分を超えても4単位にはならない）。
3. 自分が口頭で研究発表をした場合（シンポジウム発表を含む）は、1回あたり質疑応答を含めて5分以上で2単位とする（なお、1回10分を超えても4単位にはならない）。
4. 自分がポスター発表をした場合は、ポスター1枚あたり1.5単位とする。
5. 連名で発表した場合は、人数によって単位を分割する（例：4人の連名で口頭研究発表した場合は、0.5単位）。
6. 講義を受講した場合は、1回あたり30分以上で1単位とする（なお、1回60分を超えても2単位にはならない）。

7. 研究発表会を聴講した場合は、1回あたり5分以上の発表を5回分聴講して1単位とする（なお、10回分を超えても2単位にはならない）。
8. 同一日程においては、複数種類の単位を認定しない（例：ある学会でポスター発表を行い【1.5単位】、さらに研究発表会を聴講した【1単位】とする。この場合は、1.5単位取得）。
9. 講義・講演、研究発表、講義の受講、研究発表会の聴講についての単位の証明は、主催団体が発行する参加証明書、領収証、予稿集、チラシもしくは是に替わるもので行う。
10. 更新期間内に3単位取得する。

第6節 年間活動報告書（毎年1回）

1. 毎年1月から12月までの臨床宗教師としての活動について、その活動場所（施設名や地域）、協働する職種、活動内容（頻度や報酬の有無を含む）などを報告書としてまとめる。講演や論文、取材記事などについてはタイトルと年月日等を記載することができる。また、臨床宗教師以外の活動についても必要に応じて記載することができる。
2. 年間活動報告書は、毎年1月15日までに各地の臨床宗教師会に提出する。各地の臨床宗教師会でとりまとめたものを、毎年1月31日までに日本臨床宗教師会事務局に提出する。1月31日時点での未提出者については、日本臨床宗教師会事務局から本人及び身元保証人に連絡し提出を促す。
3. 原則として、一人あたり1～3ページとする。
4. 3月に実施される日本臨床宗教師会フォローアップ研修の抄録集に掲載するので、記載内容は各自執筆者の責任においてプライバシーに配慮する。
5. **本節2. に定められた期限までに提出されない場合、その資格を停止する。期限後に提出された場合には、提出が遅れた理由を示す「理由書」と「資格停止解除願い」を、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出する。資格停止のまま翌年も続けて期限までに提出されない場合、その資格を剥奪する。**

第7節 [注意事項]

1. 継続研修での受講態度や提出内容などにおいて、臨床宗教師としての資質を著しく欠いていると指導者が判断した場合は、単位を認めないことがある。

2. FU研修を一部欠席した場合に、単位を認めるかどうかは、主催団体が随時判断する。目安としては全日程の約7～8割以上の出席が望ましい。

3. 会話記録検討と活動内容検討では、発表する事例・内容を区別することが望ましい。以下のように例をあげる。

(会話記録検討) スピリチュアルケアが中心となる事例、自己の内面的な課題に焦点を当てる内容、など

(活動内容検討) 宗教的ケアが中心となる事例、倫理的課題が中心となる内容、臨床宗教師としての活動、臨床宗教師以外の立場だが臨床宗教師に関わりのある活動、他職種との交流方法の検討、など

4. 個人面談を実施する場合、以下のプロセスを経ることとする。

(i) 面談希望者及び指導者の双方が、個人面談を実施する旨、事前に「継続研修主催団体」事務局に通知する(つまり当該事務局は、2通の通知を受けることになる)。

(ii) 事前通知の際には、面談者と指導者の氏名、実施予定の日時・場所、そして、会話記録検討か活動内容検討かの区別を明らかにする(面談者の例：x年y月z日、13時～14時に、P大学8階教室にて、会話記録検討のために私Aは指導者Bの個人面談を受けます。指導者の例：x年y月z日、13時～14時に、P大学8階教室にて、会話記録検討のために私BはAの個人面談を実施します。)

(iii) 面談実施後速やかに、面談者と指導者の双方が、「継続研修主催団体」事務局に事後報告を行う。

(iv) 事後報告の際には、面談者と指導者の氏名、実施日時・場所、会話記録検討か活動内容検討かかの区別を明らかにする。(面談者の例：x年y月z日、13時30分～14時40分に、P大学9階B教授研究室にて、会話記録検討のために私Aは指導者Bの個人面談を受けました。指導者の例：x年y月z日、13時30分～14時40分に、P大学9階B教授研究室にて、会話記録検討のために私BはAの個人面談を実施しました。)

(v) 事後報告を受けた「継続研修主催団体」事務局は、会話記録検討もしくは活動内容検討の受講証明書を発行する。

5. 個人面談の実施において、指導者は面談料を受け取ることができる。面談料は指導者が所属する団体の設定に準拠する。

教育プログラム認定委員会報告

・コロナ対応として「教育プログラムについての申し合わせ」を令和4年度も延長

・研究委員会と共同で、教育プログラムアンケートを実施した

・コロナにより教育プログラムの実施が困難になっているが、令和3年度は6割で実施、令和4年度は7割で実施予定。

研究委員会報告

・教育プログラム認定委員会と共同で、教育プログラムアンケートを実施した。

資格認定委員会報告

・認定臨床宗教師認定について、修了者19名の認定、資格返上者4名(うち3名は退会に伴う)、暫定資格延長1名(9月に延長としたが、今年3月に修了者として資格授与)を承認した。

<資格認定者> 伊藤仁美、猪啓弘、岩本信治、禿智如、染谷典秀、竹林真悟、西田智洋、松本二三秋、安井幹直、山名田紹山、庭野光代、榊原光一、赤星大道、江尻徹誠、為末せつ子、永見宏樹、羽部玲子、梯妙花、赤松弘誠(以上、修了者)

<資格返上者> 塩入亮昇、椎名やよひ、齋藤正美、小島智真

<資格停止者> 5名

・資格更新の猶予については細則に定められているとおりが、今般のコロナの影響で長期間活動停止になった場合も、猶予の対象になる。一律の猶予はせずに、猶予申請するかどうかは、各有資格者に任される。

継続教育委員会報告

・コロナ対応として「継続教育についての申し合わせ」を令和4年度も延長。

倫理委員会報告

・申立書による案件は2件(いずれも取り下げ)。

・倫理相談は約60件(多重関係、金員、臨床宗教師の肩書き、臨床宗教師と宗教活動、指導者の資質、倫理講習のあり方、他)。

・倫理観の全国的均霑化を図るため、倫理講習の講師選定を「倫理委員会が推薦する者」と明確化。

- ・倫理委員会が講師派遣した倫理講習
- 2021年1月 北海道臨床宗教師会第1回FU研修
- 2021年3月 日本臨床宗教師会第5回FU研修
- 2021年5月 中国地方臨床宗教師会・四国臨床宗教師会FU研修
- 2021年6月 関西臨床宗教師会FU研修
- 2021年6月 関東臨床宗教師会FU研修
- 2021年8月 中部臨床宗教師会FU研修
- 2021年10月 北海道臨床宗教師会第3回FU研修
- 2021年11月 関西臨床宗教師会FU研修
- 2021年12月 関東臨床宗教師会FU研修
- 2021年12月 東北臨床宗教師会FU研修

全国連携委員会報告

- ・年間活動報告書の提出について。
- ・オンラインによる相談活動の倫理的な課題について。
- ・仏教系ケア活動団体や、営利行為に関わる活動との関係性について。
- ・「地域臨床宗教師（臨床宗教師のCSW的展開）」の可能性について。
- ・研修会等の講師謝礼について。
- ・各地代表/会長と日本臨床宗教師会理事について。

令和3年度第1回理事会議事録

日時： 2021年3月7日(日)

会場： オンライン会議システム（役員MLで指定したzoomサイト）

出席： 島蘭進（会長）、高木慶子（監事）、柏木哲夫（監事）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、鎌田東二（副会長）、窪寺俊之（副会長）、谷山洋三、鍋島直樹、井川裕覚、大村哲夫、黒川雅代子、小林茂、小西達也、佐藤慶太、杉岡孝紀、鈴木岩弓、曾根宣雄、童銅啓純、新田忍澄、沼口論、野々日月泉、引田弘道、榎野統胤、松本峰哲、武藤隆広、森崎雅宝、吉尾天声、伊藤文雄（顧問）、ワルデマール・キッペス（顧問）、池内龍太郎（オブザーバー）、伊藤雅之（オブザーバー）、瀧口俊子（オブザーバー）、打本弘祐（事務局）、高橋原（事務局）、森田敬史（事務局）

欠席： 篠原鋭一（委任状あり）、石井研士（顧問）、中野東禅（顧問）、山口達也（オブザーバー）

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1：令和2年度第3回理事会議事録）

2. 入退会申込者の承認（資料2：入退会）
 - ・正会員13名の入会。正会員11名、賛助会員（個人）1名の退会が承認され、次のようになった。
 - ・合計：正会員290名、准会員2名、賛助会員（個人）7名、賛助会員（団体）13団体
 - ・退会者の多くは、体調不良・年会費未納者。
3. 役員・委員会について（資料3：役員一覧・委員会）
 - ・本年3月の総会で、理事の任期2年、監事の任期4年が満了となる。
 - ・新たな役員・委員会構成については資料参照→資料3
 - ・新任は瀧口俊子会員（副会長に）、伊藤雅之会員（愛知学院大学の引田弘道理事退任による）、山口達也会員（九州臨床宗教師会の吉尾天声理事退任による）、池内龍太郎会員（神職・精神科医）の4名
 - ・島蘭進会長が監事に、鎌田東二副会長が会長に、高木慶子監事が顧問に就任（異動）
 - ・中野東禅顧問、引田弘道理事、吉尾天声理事が退任
 - ・理事・監事の交代により、委員会も交代がある。
 - ・倫理委員長・資格認定委員・運営委員に瀧口副会長、倫理委員に男性会員1名、継続教育委員に榎野統胤理事、全国連携委員会顧問に島蘭監事。
 - ・研究委員会は、鈴木委員長が退任して森崎雅宝理事に交代し、伊藤雅之理事・佐藤慶太理事・曾根宣雄会員が理事に。
4. 定款の改定について（資料4：定款改定案について、資料5：定款改定案）
 - ・以下の提案があり承認された。
 - ・前回理事会で承認されたように、准会員の入会資格を変更する（第9条）。
 - ・前回理事会で承認されたように、入会金の記載を加える（第11条）。入会金は入会年度のみで、年会費は次年度から納入するので、これまでと納入金の差額は生じない。
 - ・「当法人」という表記を「本法人」に統一する。
 - ・総会議決権について、「会員」という表記を、より正確に「正会員」にする。
 - ・内容は司法書士に確認済み。
5. 会員規則の改定について（資料6：会員規則改定案）
 - ・以下の提案があり承認された。
 - ・定款の改正と連動して、入会金に関する記載を加える（第4条、第6条、第7条）。
 - ・事務所を仙台市泉区内に移動する（第14条）。
6. 資格制度細則の改定について（資料7：資格制度細則改定案）
 - ・以下の提案があり承認された。

・現在の細則は、申請された案件は基本的に認定するという文言になっている。これを改めて、資格認定委員会で合否判定の審査をすることを明確にした。 (第5条、第7条)

・臨床宗教師の教育プログラムは、すでに宗教者としての経験をもつ者を対象とするというコンセプトだったはず。しかし、今回の資格申請者の中で、認定教育プログラムの修了後に宗教者となって約半年の者がいた。今後、このような申請者を受け付けないように、「修了者」の資格申請条件に、「宗教者としての実務経験を認定教育プログラム受講時点で3年以上」を追加したい。ただし、各教育プログラムの都合を考慮し、本条項については施行まで2年間の猶予を定める。(第7条)

・「先駆者」の資格申請条件に、「宗教者としての実務経験を申請時点で10年以上」を追加する(第8条)。

・なお、今年度は「先駆者」の資格申請を募集しない。

・種々のトラブルにより理事や会員から厳格化の方向が求められた。年齢や宗教者の位階が問われた。アンケートや理事の議論からも位階の条件が問題となった。宗教者歴を検討し先駆者は10年、修了者は3年とした。それぞれのプログラムの事情により、猶予期間を設けた。先駆者については廃止の方向性もあったが、厳格化の意見が多数であり、宗教者歴10年とした。事務局の方では募集を一旦停止。不都合があればその都度検討する。

・研修プログラムを終了した後の「修了者」の申請有効期限を設ける必要があるのでは? ⇒コロナの状況を踏まえて検討する。

・宗教者ではないものが運営していることへ疑問を持たれている。⇒関係する文言として、会員規則の中に触れている。2020年9月改訂分の役員選出規則第4条2に「教育プログラム代表する者、その他有識者」という文言がある。実際にケア提供者は臨床宗教師であり宗教者である。この国ではケアを受ける側が信仰を持つものではないので、それが分かる方が必要。教育プログラム代表者が宗教者ではない場合もある。医療福祉関係者がケア対象者。

7. 各委員会より報告

(1) 教育プログラム認定委員会

・竹中史江会員の退会に伴い、指導者登録を抹消する。

・上智大学より、井川裕覚会員の指導者登録申請があり、承認した。

・令和2年度はコロナの影響で、教育プログラムの実施が困難であったが、東北大学と龍谷大学ではプログラムが実施され、東北大学で9名の宗教者、龍谷大学で4名の宗教者が修了した。

(2) 資格認定委員会 (資料8: 資格申請者・返上者)

・修了者7名、先駆者1名の認定を承認した。
・資格返上者3名 (うち2名は退会に伴う) を承認した。

(3) 継続教育委員会

・特になし

(4) 倫理委員会

・倫理講習を実施した (旅費本会負担) : 関東臨床宗教師会 (オンデマンド)、中部臨床宗教師会 (オンライン・対面)、関西臨床宗教師会 (オンライン・対面)、九州臨床宗教師会 (オンライン)、東北臨床宗教師会 (オンデマンド)、北海道臨床宗教師会 (オンライン)

・書面による通告案件はなし。

・「相談」若干件: 金員授受、多重関係 (自坊とのリンク、医療と自坊など複数)、資格呼称など

・懸案だった資格停止中の会員については、会費未納のため退会した。

(5) 研究委員会

・コロナ禍により教育プログラム取りやめが多かったが、東北・大正・龍谷・ワーカー協会は実施。次年度以降の募集も難しいが、東北・上智・大正・愛知学院・種智院・龍谷・高野山・ワーカー協会は実施予定。

(6) 全国連携委員会

・全国の臨床宗教師会が抱える問題や気づきの情報共有。災害発生時の例など。今後も気候変動やコロナウイルス感染拡大によって苦勞している。声を掛け合っている環境が大切だが、以下、4つの話題を報告

1) ケア提供者の質のばらつきへの指摘。宗教者の実践年数などの問題も出てきている。宗教者/ケア提供者の質をどう高めていくか。

2) 教育プログラムにおける教育者が責任を持った指導とその後の伴走をお願いしたい。地区の継続研修にお任せされるのは荷が重い。教育機関における教育の充実を願いたい。

3) 教育プログラムへ入学=通過する現状への指摘。審査厳格化を要望。

4) 臨床宗教師における指導者の立場を明確化。指導者の目的と役割の議論がされていない。現場では混乱している。

8. 令和2年度事業報告・決算報告 (資料9: 決算報告、資料10: 監査報告)

・以下報告され、承認された。

・第5回フォローアップ研修・総会の延期 令和2年3月9日~10日 東北大学

・第5回総会 令和2年6月23日 東北大学 (オンラインフォーム等で議決権行使)

- ・第5回資格認定（修了者13名／先駆者3名／返上2名：総計200名）
- ・第6回資格認定（修了者3名：総計203名）
- ・第5回教育プログラム認定（指導者登録抹消1名：総計9大学・機関／指導者22名登録）
- ・第6回教育プログラム認定（増減なし）
- ・第1回理事会 令和2年3月8日～3月31日 役員メーリングリスト
- ・第2回臨時理事会 令和2年5月27日～6月5日 役員メーリングリスト
- ・第3回理事会 令和2年9月12日 オンライン
- ・第6回資格申請受付 令和2年7月
- ・第7回資格申請受付 令和2年12月

⇒監事より、事務局へのサポート・補助（アルバイト等）等の必要性が提案された。

9. 令和3年度事業計画・予算案（資料11：予算案）

- ・以下報告され、承認された。
- ・第5回フォローアップ研修 令和3年3月8日 東北大学（オンライン）
- ・第6回総会 令和3年3月31日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）
- ・第7回資格認定（修了者7名／先駆者1名／返上3名：総計208名）
- ・第8回資格認定
- ・第7回教育プログラム認定（指導者登録1名：総計9大学・機関／指導者23名登録）
- ・第8回教育プログラム認定
- ・第1回理事会 令和3年3月7日 オンライン
- ・第2回理事会 令和3年9月中旬
- ・第8回資格申請受付 令和3年7月
- ・第9回資格申請受付 令和3年12月 *先駆者の申請は暫定的に停止

⇒会設立5年間の経緯に関する出版プロジェクトが提案された。

⇒各委員会でそれぞれの立場を議論→委員長が議論→理事会、という流れで検討していく。

⇒方向性が見えた段階で編集委員会を発足させ、鎌田新会長が旗振り役に。

10. 総会について（資料12：総会資料）

- ・メーリングリスト及び一部郵送で議案を提示し、オンラインフォーム等で議決を行う。

11. 次回の理事会（案） 令和3（2021）年9月中旬、来年の理事会・総会、FU研修（案） 令和4（2022）年3月上旬 ⇒関東地方での開催を要望

12. その他

（1）各大学等の養成講座の予定

- ・愛知学院大学…プログラムを1年停止。受講費は来年度に繰越。1名が辞退。来年度は対面。

- ・大正大学…令和2年度は3名が修了。オンライン、実習はソワカに参加。来年度、対面で開催。
- ・東北大学…今年度と同様に開催。
- ・武蔵野大学…実習先の都合で来年度休止。
- ・上智大学…大阪でオンライン、東京は対面で開催予定。
- ・鶴見大学…高橋悦堂氏を招いて講演会を開催。
- ・種智院大学…9～11月は対面にて開催。6月までに判断。対面が困難な場合は中止。
- ・龍谷大学…来年度も継続。
- ・高野山大学…募集、実習の開催は状況次第。
- ・SCW協会…今年度も実施（3名が修了）、来年度はホテルでのシュミレーションワークにて実習に代える。

（2）各地臨床宗教師会の予定

- ・北海道…4-5月にFU研修と総会。
- ・東北…読書会を含む研修、3月 行脚・復興住宅でのカフェデモンクを実施予定。
- ・関東…6月に総会、研修3回。
- ・中部…FU研修4回、勉強会5回。
- ・関西…研修2回、スピリチュアルケア連続講義。県周りに持ちで検討会を対面で実施。対面カフェデモンク、ZOOMカフェデモンク、電話相談・対面など要望に応じて実施、閻魔堂カフェ、奈良のカフェデモンク。
- ・中国…カフェデモンクの下準備、研修を1回開催。四国とオンラインでの交流会を予定。
- ・四国…対面での活動を模索。
- ・九州…年2会の研修。傾聴活動、医療者を対象としたオンラインでの傾聴活動。被災地での傾聴活動。医療福祉関係者に対する公開講座。

（3）その他

- ・資格更新の猶予について。資格認定委員会で、コロナ禍による活動停止は猶予の対象になり得ることをアナウンスすることが提案され承認。

以上

令和3年度第2回臨時理事会議事録

日時： 2021年4月2日(金)～4月15日(木)

会場： 役員メーリングリスト

<議案>

1. 会長の選任：全会一致

- ・令和3年3月31日(水)の総会で新役員構成について承認されたので、新役員体制で新会長の選任手続きをする必要がある。

- ・前回理事会及び総会で提案・承認されたとおり、鎌田東二理事に会長を務めていただきたい。

2. 事務所の移転：全会一致

- ・前回理事会での提案のとおり、事務所の移転先と移転日を議決する必要がある。

- ・令和3年4月15日(木)より、事務所を「仙台市泉区泉ヶ丘5丁目8番地の7」に移転する。
- 3. 編集委員会の設置(資料1:委員会規則):賛成28、条件付き賛成1、反対1により不成立。
- ・前回理事会での提案を受けて、出版事業を担当する「編集委員会」を設置したい。
- ・「委員会規則」改正案は別添資料のとおり。
- 4. 退会者の承認:全会一致
- ・退会者3名: 深川宣暢、峯島秀暢(以上、正会員)、中野東禅(賛助会員)
- 5. 表彰制度の創設について
- ・採決を行わず、ネーミングを含めて役員各位のご意見をいただきたい。
- ・回答結果
 - 「早々に制度化するべき」7
 - 「時間をかけて慎重に検討するべき」17
 - 「表彰制度は時期尚早」4
 - 「条件付き賛成」1

以上

令和3年度第3回理事会議事録

日時: 2021年9月12日(日) 15時~18時

会場: Zoomオンライン会議システム

出席: 鎌田東二(会長)、柏木哲夫(監事)、島藺進(監事)、大下大圓(副会長)、金田諦應(副会長)、窪寺俊之(副会長)、瀧口俊子(副会長)、谷山洋三、鍋島直樹、井川裕覚、池内龍太郎、伊藤雅之、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、小林茂、杉岡孝紀、鈴木岩弓、曾根宣雄、童銅啓純、沼口諭、野々目月泉、榊野統胤、松本峰哲、武藤隆広、森崎雅宝、山口達也、高橋原(事務局)、打本弘祐(事務局)

欠席: 新田忍澄(代理:高橋悦堂)、高木慶子(顧問)、ワルデマール・キップス(顧問)
佐藤慶太、伊藤文雄(顧問)、森田敬史(事務局)
篠原鋭一、石井研士(顧問)

<議案>

1. 前回議事録の承認(資料1:令和3年度第1回理事会議事録、資料2:令和3年度第2回臨時理事会議事録)
 2. 入会申込者の承認(資料3:入会申込者一覧、資料4:会費未納者一覧)
 - ・正会員8名、准会員1名の入会が承認され、次のようになった。
 - ・合計:正会員296名、准会員3名、賛助会員(個人)6名、賛助会員(団体)13団体
- ※現在、3年分未納者3名、2年分未納者24名
3. 委員会規則の改定について(資料5:委員会規則改定案)

- ・編集委員会の設置について
(鎌田会長より提案)2025年を目処に出版の準備を始める。編集委員長に鎌田会長、顧問に島藺氏、事務局から高橋原氏の3名で検討し、2022年3月までに原案を提示する。(武藤理事の意見を受け)各地域会でも活動や写真など意識的に資料整理などを行って欲しい。
- 4. 資格制度細則の改定について
(1) 審査における面接の導入(資料6:資格制度細則改定案)
 - ・「資格制度細則」第5条に第2項、第3項を追加することで、必要に応じて面接を可能にする。
(資格の審査)
第5条 「認定臨床宗教師」の資格申請内容は、委員会において審査され、本法人の理事会において承認されなければならない。
 - 2. 特に必要がある場合には資格申請者の面接を行うことがある。
 - 3. 前項の面接は、資格認定委員長が指名した審査委員2名以上で実施する。
- ・小西委員長より上記提案。(武藤理事の質問を受けて小西委員長)現状はオンラインを想定。対面の場合には、東京or対象者の地域を考慮して場所を決める。(大村理事)資格認定の公平性に関わるため、具体的な物差し(内容、論点、時間など)を内規であらかじめ作っておくべき。「行うことができる」→「行うことができる」の方が、趣旨にかなう。
(池内理事)「特に必要がある場合」について、その判断のタイミングと主体は?(小西委員長)資格認定委員会で審査を実施。面接が必要だと判断された場合。
(2) 先駆者枠で推薦したい会員への対応(全国連携委員会からの提案)
 - ・(金田委員長より)先駆者の認定を停止しているが、十分な実績のある人物の推薦は可能か?理事会で審議して欲しい。(野々目理事)該当者は今年度の申請を検討しているわけではない。来年度以降、先駆者枠の認定を再開して欲しい。(島藺監事)臨床宗教師会の広がり視野に入れ、廃止にも慎重であるべき。(大下副会長)規則によって活動の広がりが起こらない状況。日本社会との接点から立ち上がるという原点に立ち、多くの人々と連携すべき。(谷山事務局長)2021年3月理事会で先駆者の基準を厳しくした。運用するのであれば、さらに厳しくすべき。廃止か、継続か、でなく試行錯誤を続けていくべき。(大村理事)面接による現実な適用が求められる。再開するのであれば、適切な方法を検討する。(井川理事)地域会の研修などの方法を学ぶ、一定程度の研修を日本臨床宗教師会で設けて欲しい。(武藤理事)先駆者の方が「認定」を受けた

い理由、動機を明示していただく必要がある。(大下副会長) 各地域で面接やレクチャーを十分にす。 (谷山事務局長) 各地域会は別団体なので、地域会が面接をするという場合、テクニカルには難しいが、地域の代表の推薦が必要。他に本法人役員2名の推薦も必要でこれも面接を実施することを想定している。(大下副会長) 各地域の代表を守るシステムも必要では。(大村理事) 各地域の臨床宗教師会が推薦することは苦労を伴ってきた。代表の推薦印を押すのが重たい。活動歴を積み重ねた上で推薦をしてきた。実際には印鑑の拒否はしにくい。

・次回の理事会までに資格認定委員会で検討し、来年度の方向性を決定することになった。

5. 資格更新について

(1) 新型コロナウイルス感染症流行による影響への対応(資料6:資格制度細則改定案)(全国連携委員会からの提案)

・3月の理事会で更新猶予を認めることを確認済み、根拠は「資格制度細則」第12条。

・すでに2年近く活動困難な状況になっているが、来年も状況が変わらないようであれば、「3年を限度」については検討することになる。

(資格更新の期限)

第12条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格認定証に記された有効期限内にすべての審査を終えられるように手続きを行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、別に定める手続きを経て資格更新期限を3年を限度として延長できる。

(1) 国外在住・介護・産休・育休などの理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

(2) 病気その他やむを得ない理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

・事務局より、3月理事会においてコロナによる猶予を認めており、MLによって周知済みだが、再度上記の猶予について会員へ連絡をすることが確認された。全国連携委員会の各委員からも周知徹底を行なうことが確認された。

(2) 「年間活動報告書」未提出者への対応(全国連携委員会からの提案)

・「資格制度細則」第11条と、「資格更新条件の解説」第2章第6節で規定されており、未提出者への対応については規定がないため、以下のように改定したい。「資格制度細則」第11条は第2項の追加、「資格更新条件の解説」第2章第6節は第2項の文言修正と第5項の追加。

(資格の更新)

第11条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は資格更新条件の解説に記す。

(1~3省略)

(4) 年間活動報告書: 毎年作成し、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出。

(5省略)

2. 前項の(4)について、別に定める期限までに提出されない場合、別に定める相当期間を定めて催促してもなお提出されないときには、相当期間の翌日をもって直ちに資格停止となる。続けて翌年も期限までに提出されない場合は直ちに資格剥奪となる。

第6節 年間活動報告書(毎年1回)

1. 毎年1月から12月までの臨床宗教師としての活動について、その活動場所(施設名や地域)、協働する職種、活動内容(頻度や報酬の有無を含む)などを報告書としてまとめる。講演や論文、取材記事などについてはタイトルと年月日等を記載することができる。また、臨床宗教師以外の活動についても必要に応じて記載することができる。

2. 年間活動報告書は、毎年1月15日までに各地の臨床宗教師会に提出する。各地の臨床宗教師会でとりまとめたものを、毎年1月31日までに日本臨床宗教師会事務局に提出する。1月31日時点での未提出者については、日本臨床宗教師会事務局から本人及び身元保証人に連絡し提出を促す。

3. 原則として、一人あたり1~3ページとする。

4. 3月に実施される日本臨床宗教師会フォローアップ研修の抄録集に掲載するので、記載内容は各自執筆者の責任においてプライバシーに配慮する。

5. 本節2. に定められた期限までに提出されない場合、その資格を停止する。期限後に提出された場合には、提出が遅れた理由を示す「理由書」と「資格停止解除願い」を、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出する。資格停止のまま翌年も続けて期限までに提出されない場合、その資格を剥奪する。

・金田委員長より主旨説明。(大下継続教育委員長より)画面共有によって「未提出者への対応(原案)」の提案がなされた。(事務局)未提出者は資格更新を認めないのは当然だが、認定証には有効期限が記載されているため猶予期間がある延長となるのは難しい。(野々目理事)各地臨床宗教師会で未提出者への督促を頻繁に行なってはどうか、剥奪す

るのではなく協力していく体制作りが必要ではないか。(大下委員長) コロナ禍であるため活動報告ができない場合でもその旨を報告する・自宅学習なども記載可であることを認める。(金田委員長) 問題は活動の有無ではなく、報告の有無。何度督促しても連絡がないというのは仲間とは言えないのでは? 2年連続未提出の場合は資格剥奪、1年目の未提出者については資格停止。

- ・第5条6節および第11条に追記を行なうため、文言の検討は、継続教育委員会の原案を下敷きに事務局で文言の検討を行ない、検討した案を理事会MLで確認することとなった。

- ・また、コロナ禍の状況で公共空間での活動が難しいため地域の活動や自坊での学修などを含めた幅広い活動を認める方向が確認された。

(3) 「年間活動報告書」に倫理的な問題があった場合の対応(全国連携委員会からの提案)

- ・金田委員長より主旨説明。(大村倫理委員会副委員長) 「年間活動報告書」の倫理的問題は各地臨床宗教師会倫理委員に確認を行なって欲しい。その上で倫理綱領などに抵触する場合(対外的な問題、臨床宗教師個人が問題に巻き込まれる恐れのある場合など)は地方臨床宗教師会会長を通して日本臨床宗教師会倫理委員会の方に相談してほしい旨の意見が出された。

- ・倫理的問題が起ることは臨床宗教師会全体の成長にも繋がることから、問題の所在を各地臨床宗教師会でしっかり確認し、罰則などの前にしっかりと共有・指導によって軌道修正を行なっていくことが確認された。

6. 各委員会より報告

(1) 教育プログラム認定委員会(資料7:教育プログラムの申し合わせ)

- ・鈴木委員長より報告事項2点と、審議事項1点が出された。

- ・報告事項として、教育プログラム内容の調査について、アンケート調査を各大学などへコロナ禍における状況をまもなく願います。同様に、フォローアップ研修実施状況などのアンケートのお願いを行なう。アンケート調査の報告は3月の理事会にて行なう。

- ・審議事項として「教育プログラムについての申し合わせ」の延長について、2022年度も「申し合わせ」の延長を考えている。それに関する文言の追記を行なうことが提案され、承認された。

(2) 継続教育委員会(資料8:継続研修の申し合わせ)

- ・審議事項として「教育プログラムについての申し合わせ」と同様に、「継続研修の申し合わせ」につ

いても2022年度まで延長することが提案され、承認された。

(3) 資格認定委員会(資料9:資格申請者)

- ・資格申請者13名、所属地域変更1名。
- ・資格申請者のうち11名を認めた。保留2名については面談を行なうため、実質的に継続審議とする。面接後、3月理事会にて認定可否の審議を行なう。

(4) 研究委員会

- ・森崎委員長より下半期に募集要項などを各教育プログラムから送っていただくよう依頼がなされた。

(5) 倫理委員会

- ・大村副委員長より今年度の倫理事案について以下の通り報告があった。

- ・申立書が提出された案件はなく当事者間での和解でおわっている。

- ・倫理相談については7~8件寄せられている(多重関係、金員、臨床宗教師の肩書き等)。

- ・ペナルティを科すのではなく事例を通じて倫理的教育・指導を行なう方針であり、日本臨床宗教師会倫理委員会は倫理講習講師に係る謝礼・旅費などの経費を負担して各地臨床宗教師会FU研修などに派遣している。各地臨床宗教師会は、年1回日本臨床宗教師会から講師派遣での倫理講習を行い、余力のある会は更に各地臨床宗教師会倫理委員による講習を年1回行い、倫理観の全国的な平均化を図りたい。

(6) 全国連携委員会

- ・インターネットを利用した相談活動の倫理的な課題について

- ・インターネットを利用した有料相談について

- ・営利行為とケア的活動のグレーゾーンにいる僧侶について

- ・「地域臨床宗教師(臨床宗教師のCSW的展開)」の可能性について

- ・金田委員長より上記に関して以下の通り説明や提案がなされた。:臨床宗教師のインターネットによる相談については、倫理的課題を明確にするまでは一時停止を検討して欲しい。臨床宗教師に関わったことのある人物が上記「僧侶クリニック」に関わっており、有料相談と臨床宗教師活動が受取手に非常に曖昧になっている。非常にマルチな活動をしている会員がありどこまでが臨床宗教師の活動か非常に曖昧。公共空間(病院や施設)を想定していたが、日本臨床宗教師会の中で「地域臨床宗教師」CSW的活動展開(自坊や公共施設)も必要ではないか。活動倫理の検討・活動事例と社会的価値の言語化・地域マネジメントの研究について考えているが、意見を求めたい。(島蘭監事)在宅医療や災害支援など地域コミュニティに関わる活動も増加しているため、地域臨床宗教師の活動は魅力的展開、「僧侶クリニック」は営利的なインターネット上の相談で評

価や管理は難しい、インターネット上の面談などを臨床宗教師の活動から外すことは難しいが注意を要する領域。(柏木監事) コロナ禍における家族のケアが臨床宗教師にとって重要。(野々目理事) 関西における「オンラインのZoomカフェデモンク」について詳細な報告がなされ、Zoomによる相談は経験を積み上げてきており会員の技術も向上していること、インターネットにおける傾聴活動全面停止は今回の開催に支障をきたし、活動停止による会員意欲低下の懸念、停止するとしても継続的に相談へ来る方への連絡などがある為、万が一停止するとしても、時間的な猶予が欲しい。(高橋悦堂オブザーバー: 新田理事の代理出席) インターネット上の相談に資することとして、東北臨床宗教師会における電話相談活動について活動紹介(電話相談の来歴、活動の注意点、研修会開催、事例共有など)。(鎌田会長) 現在やこれからの活動を止めることはしない。倫理委員会で把握している問題点、関西や東北臨床宗教師会の事例を踏まえて情報共有しながら進めていきたい。(金田委員長) やはり一度止まってルールを設けて行なうべき。関西の活動の蓄積を共有し見える形にし、ガイドラインの策定をしてほしい。(大村理事) 1) オンラインに関する活動について。ニュースレター7号にオンラインによる注意点を示している。ガイドラインの必要性や営利的行為の問題は認識している。関西の先駆例をもとにガイドライン化し、オンライン化は地域に留まらず全国的な活動になるため、日本臨床宗教師会へ登録制とするのも一案。2) 地域臨床宗教師については、営利的活動との混同される恐れがあり、また宗教者自身の危険性がある。(島藺監事) 営利と報酬は慎重かつ難しい問題である。オンライン相談もボランティアであるが、病院チャプレンには報酬が出ていることを考慮しなければならない。また、現状としてネット活動の停止は難しい。(榎野理事) 関西のカフェデモンクの継続は望みたい。(池内理事) 精神科医として、ネットにおける非言語コミュニケーションの難しさや今後の対応の継続などについて意見があった。

鎌田会長より次のようにまとめられた。1) 実施されている現在の活動については留意点に注意しつつ継続する。2) インターネット相談に関する全国的なガイドラインの策定(全国連携委員会、倫理委員会)を目指す。

7. 某宗教団体の「スピリチュアルケア」リーフレットについて(資料10)

- ・会員向けに次のようなメッセージをMLで送ってはどうか?
- 「このリーフレットは〇〇が配布しているものです。<その内容は同教団の独自の解釈による宗教的ケ

ア、ないし布教活動を意図したものであり、私たちが考えるスピリチュアルケアとは異なるものです。

> もし、第三者から臨床宗教師と、このリーフレットとの関係性を問われた際には、< >の内容でお答えください。」

- ・(谷山事務局長) 滋賀県で配付されているリーフレットの画面共有と趣旨説明。会員の活動に誤解される恐れがあるため、修正を加えて会員向けにMLにて発信することが提案された。

- ・上記文案に、ニュースレターに掲載しない理由や、この件に関してSNSでの発信に関する注意事項を付帯することで承認された。

8. 次回の理事会・総会、FU研修(案) 令和4(2022)年3月6日(日)~7日(月) 上智大学(東京)、オンラインで実施

- ・事務局より、東北大→上智大学→龍谷大学で担当しているが、他大学等での開催もお願いしたいと連絡があった。

- ・会長より、今回の上智大学開催の意図として、島藺・鎌田・伊藤高章先生が2022年3月退任予定のためであること、また次年度以降は葛西賢太先生、井川裕寛先生への引き継ぎを予定していることが説明された。

9. その他

(1) 各大学等の養成講座の予定

- ・時間の関係上事務局へメールで通知となった。

(2) 各地臨床宗教師会の予定

- ・時間の関係上事務局へメールで通知となった。

(3) その他

- ・鎌田会長より、1年半後の改選案として、会長選挙の検討があった。

以上

日本臨床宗教師会(郵送先)

〒980-8576

仙台市青葉区川内27-1

東北大学大学院文学研究科

実践宗教学寄附講座内

FAX: 022-795-3831

Email:

sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: <http://sicj.or.jp>